

しおがま

平成27年7月号

ハローワーク塩釜
塩釜市新浜町三丁目18-1
TEL 022-362-3361
FAX 022-362-1531

5月の窓口の動き（求人・求職・求人倍率）

【求人の動き】

新規求人数は914人で、前月比4%とやや増加した。また、対前年同月比でも8.4%とかなりの程度増加した。

月間有効求人数は2507人で、前月比2.3%とわずかに減少した。また、対前年同月比では7.5%とかなりの程度増加した。

【求職の動き】

新規求職者数は783人で、前月比27.7%と大幅に減少した。また、対前年同月比でも1.3%とわずかに減少した。

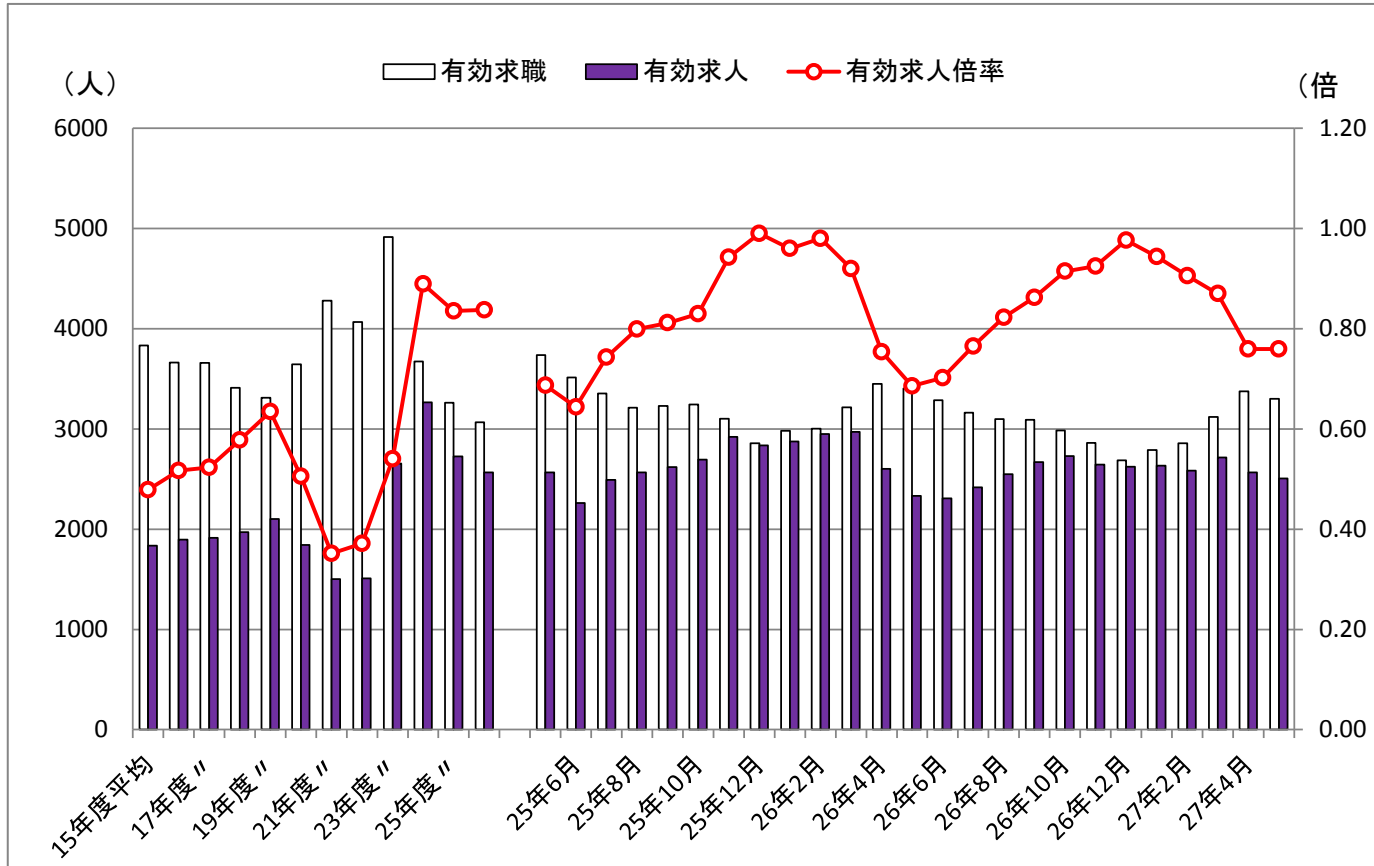
月間有効求職者数は3302人で、前月比2.2%とわずかに減少した。また、対前年同月比でも3%とやや減少した。

【有効求人倍率の動き】

有効求人倍率は0.76倍となり、前月比で同水準となっている。また、対前年同月比は0.07ポイント改善された。

（宮城県 1.31倍、東北1.22倍、全国 1.19倍）

過去最高・・・1.40(平成2年度)
過去最低・・・0.35(平成21年度)
※昭和52年度以降



1. 一般職業紹介状況（学卒を除くパートを含む）

項 目	計	男	女	対前年同月比	対前月比
新規求人数	914	-	-	8.4 %	4.0 %
月間有効求人数	2,507	-	-	7.5 %	▲ 2.3 %
新規求職者数	783	352	430	▲ 1.3 %	▲ 27.7 %
うち雇用保険受給者	235	91	144	▲ 4.1 %	▲ 37.8 %
月間有効求職者数	3,302	1,545	1,746	▲ 3.0 %	▲ 2.2 %
うち雇用保険受給者	1,241	497	742	▲ 3.6 %	6.6 %
新規求人倍率	1.17	-	-	0.10 p	0.36 p
月間有効求人倍率	0.76	-	-	0.07 p	▲ 0.00 p
紹介件数	1,216	597	616	▲ 11.1 %	▲ 13.3 %
うち雇用保険受給者	298	139	159	▲ 17.2 %	10.0 %
就職件数	262	117	144	▲ 21.3 %	▲ 21.1 %
うち雇用保険受給者	58	26	32	▲ 30.1 %	▲ 18.3 %
新規就職率 (%)	33.5	33.2	33.5	▲ 8.5 p	2.8 p

※ 平成16年11月から求職申込書の「性別」欄の記載が任意となったことに伴い、男女と計は一致しない場合があります。

※ ▲はマイナスの表示となります。

2. 中高年齢者職業紹介状況（パートを含む）

項 目	計	男	女	対前年同月比	対前月比
新規求職者数	348	177	170	5.5 %	▲ 35.9 %
月間有効求職者数	1,592	827	760	4.8 %	▲ 1.4 %
紹介件数	521	292	229	▲ 2.3 %	▲ 20.0 %
就職件数	127	64	63	5.8 %	▲ 6.6 %

※ 平成16年11月から求職申込書の「性別」欄の記載が任意となったことに伴い、男女と計は一致しない場合があります。

3. 障害者職業紹介状況

項 目	計	身体障害者	知的障害者等	対前年同月比	対前月比
新規求職者数	27	12	15	0.0 %	17.4 %
就職件数	9	3	6	50.0 %	▲ 72.7 %
月末現在有効求職者数	240	108	132	▲ 17.5 %	7.1 %

4. 求人閲覧用パソコン利用状況

項 目	当 月	前 月	対 前 月 比
利 用 者 数	5,159	5,533	▲ 6.8 %

労働保険年度更新のお知らせ

労働保険概算・確定保険料申告書を作成し、その申告書に保険料を添えて、金融機関、労働局及び労働基準監督署のいずれかに、6月1日から7月10日までの間(土日祝日を除く)に提出していただく必要があります。

労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間を単位として計算されることになっており、その額はすべての労働者(雇用保険については、被保険者)に支払われる賃金の総額に、その事業で定められた保険料率を乗じて算定することになっております。

労働保険では、保険年度ごとに概算で保険料を納付いただき、保険年度末に賃金総額が確定したあとに精算いただくという方法をとっております。

事業主は、前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付と新年度の概算保険料を納付するための申告・納付の手続きが必要となります。これが「年度更新」の手続きです。



みんなの安心、労働保険。働くよろこび、労働保険。

労働保険の年度更新

労災保険・雇用保険

平成27年度 **6月1日** (月) ~ **7月10日** (金)

- 年度更新申告書は5月末頃に送付する予定です。
- 電子申請を是非ご利用ください。
- 口座振替による納付が便利です。

厚生労働省 年度更新お知らせページ [年度更新](#) [検索](#)

厚生労働省 ホームページ www.mhlw.go.jp

賃金総額の適正な把握

労働保険料等は、その事業に使用されるすべての労働者に支払った賃金の総額に、その事業に定められた保険料率・一般拠出率を乗じて算定します。そのため、この賃金総額を正確に把握しておくことが必要です。

「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業に使用される者で賃金を支払われる者をいいます。

ただし、その事業に使用される労働者のうち、雇用保険料の負担が免除される「高年齢労働者」(その保険年度の初日において満64歳以上の者)や雇用保険の被保険者とならない者(学生アルバイト等)に対して支払った賃金がある場合には、労災保険に係る保険料と雇用保険に係る保険料とを区別して、それぞれ算定したものの合計が労働保険料となります。

「賃金」とは、賃金、給与、手当、賞与など名称の如何を問わず労働の対償として事業主が労働者に支払うすべてのものをいい、一般的には労働協約、就業規則、労働契約などにより、その支払いが事業主に義務付けられているものです。

退職金で、会社にも従業員にも活力！



中

小企業

会社に有利

掛金は全額非課税なので
節税につながります。
手数料も必要ありません。

安心・確実

国が掛金の一部を
助成します。

退

職金

パートさんも 加入OK

パートさんのための
特例掛金月額を
ご用意しています。

カンタン管理

外部積立で管理もカンタン。
納付状況や試算額も
定期的にお知らせします。

共

済制度



中小企業のための退職金制度「中退共」は
1959年の設立以来、100万社以上が活用してきた国の制度です。

*解散存続厚生年金基金からの移行先の一つです。

中退共制度のしくみ

① 加入申込

お近くの金融機関等の窓口でお申込みください。
事業主が中退共と「退職金共済契約」を結び共済手帳が送付されます。

② 掛金納付

毎月の掛金は全額事業主負担で、口座振替で金融機関に納付します。

③ 支払い

退職した従業員の請求に基づき、中退共から退職金が直接支払われます。

詳しくはホームページを
ご覧ください

中退共

検索

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>



独立行政法人勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
TEL (03) 6907-1234 FAX (03) 5955-8211